

川崎支部情報

中央本部



横浜地本



あなたの賃金が上がってる？

上がります、最低賃金

2023年10月1日から神奈川県
地域別最低賃金は

1,112円 時給

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算 **1,390円** 時給

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金
が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算さ
れるケースがあります。詳しくは、連合へご相談ください。



県内最低賃金は対前年比3.82%増加

✓ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています

✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます

✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

✓ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら、なんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット「ゆにぽ」▶



日本労働組合総連合会神奈川県連合会 (連合神奈川)

0120-154-052

スマホ・携帯OK

いこうよれんごうに

〒231-0023
神奈川県横浜市中区山下町24-1
ワークピア横浜4F
https://rengo.or.jp/

連合神奈川

2024春闘賃上げを目指し、東労組に加入して要求しよう!